



号外
2020.4.15



発行／鴨川市
編集／経営企画部経営企画課
秘書広報係
☎(7093)7842

市民の皆様へメッセージ 大切な人を、あなた自身を守るために

新型コロナウイルス感染者数の急増により、4月7日、内閣総理大臣から「緊急事態宣言」が発令されました。

対象地域は、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県で、期間は5月6日までの約1カ月となります。

本市におきましても、緊急事態宣言の発令を受けて、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関係機関と連携を図りながら、総合的な対策を進めております。

このほど、今後のさらなる感染症の拡大を防ぐために、市民皆様に気をつけていただきたいことや、お知らせしたい内容をまとめた「広報かもがわ・号外」を発行することとしました。

改めて、市民の皆様には、昼夜を問わず不要不急の外出の自粛などを願いいたします。

この緊急事態宣言は、医療や生活必需品の供給、食料品の買い出しなど、生活の維持に必要な行動を妨げるものではありません。市民の皆様は、過剰に心配せず冷静に行動していただきたいと思いますが、引き続き一人ひとりが「うつらない、うつさない」の意識を持ち、

1.密閉空間 2.密集場所 3.密接場面 の「3つの密」を避けた行動をとってください。

また、日ごろからの「こまめな手洗い」、「咳エチケット」の徹底をお願いいたします。

学校休校の長期化、公共施設の休館の延長、イベントの休止・延長などで、市民の皆様にはご不便・ご負担をおかけしますが、引き続き感染拡大の防止にご協力いただきますよう、お願いいたします。

「自分を守り、家族を守り、大切な人を守り、地域を守る」ため、一丸となってこの難局を乗り越えていきましょう。

鴨川市長

亀田郁夫

新型コロナウイルス関連情報

緊急事態宣言を受け、市では、4月以降に開催する予定の主催イベントなどを中止・延期、公共施設については休止します。市民の皆様にはご不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のためご理解・ご協力をお願いします。

千葉県では、昼夜を問わず不要不急の外出の自粛を呼びかけています。生活の維持に必要な場合を除き、みだりに自宅などから外出しないよう、お願いします。市外に住む身内やご友人にも、この趣旨をお伝えいただき、本市への来訪を控えていただくよう、お伝えください。

«市民の皆様へのお願い»

- 1)昼夜を問わず、不要不急な外出の自粛
- 2)複数の者が利用する施設に対しては感染対策の協力
- 3)感染拡大につながるおそれのあるイベントなどの自粛

«新型コロナウイルス感染症を予防するには…»

- 1)不要不急の外出の自粛
- 2)咳エチケットや手洗いの励行
- 3)換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間、不特定多数の人が接觸するおそれが高い場所を避ける

市の新型コロナウイルス対策全般については、ふれあいセンターの健康推進課【☎04(7093)7111】へ問い合わせください。最新情報については、市ホームページをご覧ください。

感染したかも、と思ったら…

- «感染が疑われる症状(厚生労働省の受診の目安)»
・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある
※高齢者や基礎疾患のある方は状態が2日程度続く場合

○相談の目安は、千葉県ホームページで最新情報をご確認ください。

■千葉県コロナウイルス感染症電話相談窓口(コールセンター)

新型コロナウイルス感染症に関する相談、感染予防に関すること、心配な症状が出たときの対応などの相談、感染が疑われる場合の帰国者・接触者相談センターへのご案内を行います。

☎0570(200)613 «24時間対応 土・日曜日、祝日を含む»

■帰国者・接触者相談センター

新型コロナウイルス感染症が疑われる方に、医療機関を受診すべきかどうか、また受診できる体制が整った外来がある医療機関を紹介します。最寄りの保健所などが相談センターとなります。

▽平日受付(午前9時から午後5時まで)

- ・安房健康福祉センター ☎ 0470(22)4511
- ・鴨川地域保健センター ☎ (7092)4511

市主催イベントなどの中止・延期

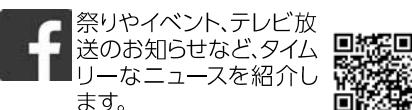
市が主催する令和2年4月以降のイベントなどについては、国の基本的対処方針等を踏まえ、5月6日(水)まで、中止・延期します。下表にないイベントなどについても、中止・延期などの対応を行う場合がありますので、担当課にご確認ください。

名 称	開催・実施予定日	対応	問い合わせ
ふれあいセンターでの集団検診 (乳がん検診、子宮頸がん検診、骨粗しょう症検診)	4月14日(火)～16日(木)	延期 (令和3年2月予定)	健康推進課 ☎(7093)7111
パパママ学級	5月7日・14日・20日・28日、6月4日	中止	
狂犬病予防注射	4月6日(月)～10日(金)	中止	環境課 ☎(7093)7838
ごみゼロ運動、「まるごみ」	5月31日(日)	中止	
人権・行政相談	4月17日(金)	中止	経営企画課 ☎(7093)7827
子育て支援室のイベント (おはなしシアター、やってみよう！、はかってみよう！、赤ちゃんデー、ランチ)	4月・5月	当面の間 中止	子ども支援課 ☎(7093)7113
市立図書館のイベント (おはなし会)	4月・5月	当面の間 中止	市立図書館 ☎(7092)0312
公民館の主催行事	4月・5月	当面の間 中止	中央公民館 ☎(7093)1141
プレナスなでしこリーグ2部	第1節(3月22日) 第3節(4月5日) 第6節(5月2日)	延期 (代替開催 日未定)	オルカ鴨川FC事務局 ☎(7099)2350

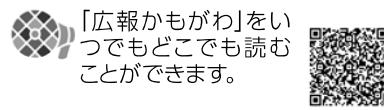
※子育て支援室(長狭・江見・天津小湊・OURS)は当面の間、休室します

鳴川市の情報をSNSなどで発信しています

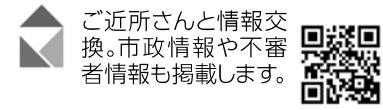
《公式フェイスブック》



《マチイロ(スマートフォン専用アプリ)》



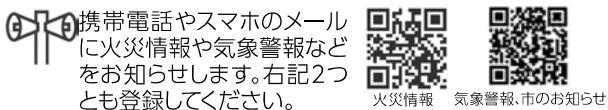
《マチマチ(会員制交流サイト)》



《商工観光課公式SNS》



《安全・安心メール》



公共施設などの利用休止

令和2年4月7日以降、公共施設は利用を休止しています。なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、施設の利用休止を延長する場合があります。

名 称	休止の内容	期 間	問い合わせ
福祉センター	入浴施設を休止 教養娯楽室の開放を休止	5/6まで	健康推進課 ☎(7093)7111
江見老人憩の家	休止	5/6まで	
ふれあいセンター (総合保健福祉会館)	会議室利用を休止 ※ふれあいセンター業務は通常どおり継続	5/6まで	
天津小湊 保健福祉センター	会議室利用を休止 ※福祉総合相談センター・天津小湊は通常どおり継続	5/6まで	
総合運動施設 (文化体育館、陸上競技場、野球場、サッカー場、ソフトボール場、投手練習場) 社会体育施設 (体育センター・大山庭球場・大川面運動広場・大川面庭球場・小湊スポーツ館・宮運動広場)	全施設の利用を休止 ※状況により開放する場合があります。その際はご案内します。	5/31まで	スポーツ振興課 ☎(7093)5111
魚見塚一戦場公園	体育館、テニスコート、センターハウス多目的室の利用を休止	5/6まで	魚見塚一戦場公園 ☎(7093)1678
コミュニティセンター 小湊	施設利用を休止 ※小湊出張所は通常どおり継続	5/6まで	天津小湊支所 ☎(7094)0511
鯛バス	一般の利用を休止	5/6まで	
公民館	施設利用を休止 ※吉尾・江見出張所は通常どおり継続	5/11まで	各公民館、または生涯学習課 ☎(7094)0515
わんぱくハウス	休止	5/11まで	生涯学習課 ☎(7094)0515

名 称	休止の内容	期 間	問い合わせ
図書館	休止	5/6まで	市立図書館 ☎(7092)0312
郷土資料館、文化財センター	休止	5/6まで	郷土資料館 ☎(7093)3800
移動教室バス	一般の利用を休止	5/6まで	生涯学習課 ☎(7094)0515
青少年研修センター	休止	5/6まで	

■学校体育施設の開放の休止

以下の屋内・屋外施設については、当面の間、利用を休止します。

◎問い合わせ スポーツ振興課【☎ (7093) 5111】へ

- ・旧江見小学校 体育館、グラウンド
- ・鴨川中学校 体育館、格技館
- ・田原小学校 体育館、グラウンド
- ・鴨川小学校 体育館、グラウンド
- ・安房東中学校 体育館、格技館、グラウンド
- ・旧大山小学校 体育館、グラウンド
- ・西条小学校 体育館、グラウンド
- ・江見小学校 体育館、グラウンド
- ・長狭学園 体育館、格技館、グラウンド
- ・旧主基小学校 体育館、グラウンド
- ・東条小学校 体育館、グラウンド

■市役所庁舎の入館について

市役所は、通常どおりの業務を行っています。

当面の間、新型コロナウイルス感染予防の観点から、不要不急な方のご来館はご遠慮いただきますようお願いします。また、ご挨拶のみの面会や、名刺配付、営業行為などはお断りをしておりますので、ご協力をお願いします。

■市民相談室の相談について

市民相談室は、当面の間、電話相談のみ受け付けます。ご希望の方は、市民相談室へ直接、お電話いただきますようお願いします。開設日、時間の変更はありません。

▽開設日 火曜日 午後1時～午後6時30分、水曜日・金曜日 午前9時～午後3時30分（祝日は除く）

▽電話番号 市民相談室直通【☎ (7093) 7852】

市立小中学校の臨時休業など

市内の小・中学校については、令和2年4月8日（水）から5月6日（水）までを臨時休業とします。なお、認定こども園（OURSを含む）については、通常どおり開園しています。

■市立小学校の入学式

4月8日（水）に予定していた長狭学園を除く小学校の入学式は、学校再開後に実施します。

◎問い合わせ 小中学校については、学校教育課【☎ (7094) 0512】へ。認定こども園、学童クラブについては、子ども支援課【☎ (7093) 7113】へ

働く方と経営者の方へ

仕事に関する不安、まずは、ご相談ください。

名 称	内 容	問い合わせ
雇用調整助成金	経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。	千葉労働局職業安定部職業対策課 ☎043(221)4393
時間外労働等改善助成金の特例	新たにテレワークを導入し、特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、「テレワークコース」と「職場意識改善特例コース」の申請受付を開始しました。 ・テレワークコースは、テレワーク相談センターへ ・職場意識改善特例コースは、千葉県労働局雇用環境・均等部へ	テレワーク相談センター ☎0120(91)6479 千葉労働局雇用環境・均等部 ☎043(306)1860
休業等対応助成金・支援金	小学校などの臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなつた保護者を支援するため、正規・非正規雇用を問わない助成金制度(事業主が対象)と、個人で業務委託契約などで仕事をされている方への支援金制度を実施しています。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999
中小企業者の資金繰り支援	■セーフティネット保証4号 経営の安定に支障が生じている中小企業者を対象とする資金繰り支援制度で、突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための期間限定の措置です。指定期間は令和2年6月1日まで。この制度により、一般保証とは別枠で借入債務の100%が保証されます。	千葉県信用保証協会経営相談窓口 ☎043(221)8111 (平日9:00~17:00)
	■セーフティネット保証5号 中小企業者を対象とする資金繰り支援制度で、売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置です。この制度により、一般保証とは別枠で借入債務の80%が保証されます。 ※4号と5号の保証限度額は同枠です	商工観光課 ☎(7093)7837
	■危機関連保証 全国の中小企業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえて発動された制度です。この制度により、売上高などが急減する中小企業者においては、一般保証およびセーフティネット保証とは別枠で借入債務の100%が保証されます。	

名 称	内 容	問い合わせ
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付等	一時的に、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを支援するための貸付を実施しています。	日本政策金融公庫 資金相談ダイヤル ☎0120(154)505 (平日9:00~17:00) 館山支店 ☎0470(22)2911
衛生環境激変対策特別貸付	飲食店営業、喫茶店営業および旅館業の営業を対象に、経営の安定を図るための特別貸付制度を実施しています。	鴨川市社会福祉協議会 ☎(7093)0606
緊急小口資金等の特例貸付の拡大(生活福祉貸付資金制度)	収入減少があった世帯の資金需要に対応するため、緊急小口資金(休業された方の少額貸付)および総合支援資金(失業された方の生活費用の貸付)について特例措置を設けました。	鴨川市社会福祉協議会 ☎(7093)0606
福祉・医療事業者向け融資制度	独立行政法人福祉医療機構では、事業停止などとなった福祉関係施設および医療関係施設に対し、優遇融資を実施しています。	独立行政法人福祉医療機構 福祉審査課融資相談係 ☎03(3438)9298 医療審査課融資相談係 ☎03(3438)9940
厚生年金保険料等の猶予制度	厚生年金保険料などを納付することにより、事業継続等の困難あるいは納付が困難な場合、申請により換価の猶予、納付の猶予が認められる場合があります。	木更津年金事務所 ☎0438(23)7616
労働保険料等の猶予制度	労働保険料などを納付することが困難となった場合、猶予制度があります。	千葉労働局労働保険 徴収課 ☎043(221)4317

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

POINT.1



**帰宅時や調理の前後、
食事前など、
こまめに手を洗う！**

POINT.2



**くしゃみや咳が出るときに、
ティッシュ等で口と鼻を覆ったり
マスクを正しく着用する！**

感染対策

所得税の確定申告 4月17日以降は事前予約で

館山税務署では、確定申告の申告期限を令和2年4月16日(木)まで延長していますが、さらなる感染症の拡大防止に万全の措置を講じるため、4月17日(金)以降も受け付けます。事前予約制となりますので、電話などで相談日時の予約をお願いします。

なお、市役所4階大会議室での申告相談は、すでに終了しています。所得税の確定申告の相談・提出は、市では受け付けを行いませんので、館山税務署へお願ひします。

※3月17日(火)以降に申告を行った場合には、個人市民税・県民税の課税が、第1期(6月末納期限)に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

◎問い合わせ 所得税の確定申告については、館山税務署[☎0470(22)0101]へ
市県民税の申告については、市役所1階の税務課[☎(7093)7832]へ

国民健康保険被保険者資格証明書をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染症発症の疑いがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」へ相談のうえ、「帰国者・接触者外来」を受診していただくこととなります。新型コロナウイルス感染症については、「帰国者・接触者外来」を設置している保険医療機関と、その医療機関で新型コロナウイルス感染症に関して処方された保険薬局での支払いのみ、「国民健康保険資格証明書」を被保険者証とみなした取り扱いとなり、支払い時の自己負担割合は3割または2割となります。

※新型コロナウイルス感染症以外の診療については、これまでどおり全額自己負担となります。

◎問い合わせ 市民生活課[☎(7093)7839]へ

外国人向け相談窓口 International Resident Consultation

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、在留資格の更新など、外国人を対象に相談を受け付けています。お近くに、お困りの外国人の方がいる場合は、この情報を教えてあげてください。

◎相談窓口 市民交流課[☎(7093)5931] (月曜日～金曜日・8:30～16:30)

①換気の悪い 密閉空間



②多数が集まる 密集場所



③間近で会話や 発声をする 密接場面



3密を避けて

一人ひとりが
「うつらない、うつさない」の
意識を持ち、
「密閉」「密集」「密接」
を避けた行動をとってください。